



ゆうぎくん

暴追とちぎ

第57号

平成28年5月

CONTENTS

刑事部長ごあいさつ.....	1
暴力追放県民センター活動状況.....	2
各種支援事業のご案内.....	3
不当要求防止責任者講習のご案内.....	4
悪質なクレーマー対策.....	5
栃木県弁護士会民暴委員ペンリレー.....	6

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内
TEL 028(627)2995 FAX 028(627)2996



刑事部長ごあいさつ

栃木県警察本部

刑事部長 五味 洵 晃

本年 3月14日付けで、宇都宮中央警察署長から刑事部長に着任いたしました五味洵でございます。

公益財団法人栃木県暴力追放県民センターを始め、皆様方には、日頃から暴力団排除活動を始め、警察行政各般にわたり深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、暴力団情勢であります。昨年、国内最大の指定暴力団六代目山口組が分裂し、新たに結成された神戸山口組との間で、分裂以降、全国的にトラブルが散見されておりましたが、本年 2月頃から、その発生頻度が上がり、形態も、拳銃が使用されるなど、より凶悪化してきました。

このような情勢を受け、警察では、両団体を対立抗争状態にあると判断し、「対立抗争集中取締本部」を設置し、対立抗争を早期に防遏(ぼうあつ)するため、両団体に対する取締り、警戒の強化に努めるとともに、対立抗争に一般の市民の方が巻き込まれることのないよう、安全確保につきましても万全を期しているところであります。

一方、暴力団排除活動につきましては、官民一体となった取組みが進められているところであり、昨年も、福祉事務所と連携し、生活保護費を不正受給していた暴力団員 3人を検挙したほか、各企業におかれましても、契約や取引からの暴力団排除に取り組んでいただいております。

警察といたしましても、引き続き、暴力団排除活動に取り組まれている方々に対し、できる限りのご支援をさせていただくとともに、暴追センターを始め、県内の各自治体や関係機関、団体との連携を強化し、暴力団排除に関する各種施策を推進してまいります。

加えて、暴力団犯罪の脅威から県民を守るため、今後とも、取締りを徹底してまいりますので、皆様方には、より一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。

結びに、暴追センターの益々のご発展と県民の皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

●暴力追放県民センターの活動状況●

★ 理事会

- ・3月25日、平成27年度第3回理事会を開催し、平成28年度の事業計画及び収支予算案を審議し、可決承認されました。
- ・5月11日、平成28年度第1回理事会を開催し、平成27年度の事業報告及び収支決算について審議し、可決承認されました。

平成27年度第3回理事会 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター



平成28年度の事業計画

1 犯罪被害者救済事業（公益事業 1）

(1) 暴力相談事業

- 警察・弁護士会・センターの連携を強化し、相談業務を行い事案解決を図る
- 三者協定に基づき民事介入暴力事案処理の促進
- 毎月第三水曜日「弁護士相談の日」開設
- 民事介入暴力1日相談所の開設
- インターネット活用の相談業務の推進
- 暴力追放相談委員の研修会開催

(2) 救済事業

- 暴力団員構成員から傷害等の犯罪を受けた者に対する見舞金の支給
- 暴力団事務所明渡訴訟、損害賠償請求訴訟の貸付支援
- 暴力団事務所の付近住民等から委託を受けて事務所使用差止請求訴訟の提起
- 暴力団排除活動推進者に対する資機材の貸出支援

2 暴力団員排除組織支援事業（公益事業 2）

(1) 組織支援事業

- 地域、職域からの暴力団排除活動の支援
- 賛助会員に対する支援と会員募集
- 行政対象暴力の排除

(2) 責任者講習事業

- 不当要求防止責任者講習の開催

3 少年及び離脱希望者支援事業（公益事業 3）

(1) 少年保護活動事業

- 少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
- 少年指導委員に対する研修
- パンフレット、チラシ等の配布

(2) 暴力団離脱者支援事業

- 暴力団離脱者支援活動
- 社会復帰対策協議会による社会復帰の支援

4 広報啓発及び調査研究事業（公益事業 4）

(1) 広報啓発活動事業

- 機関誌「暴追だより」、暴追マニュアル、暴追ポスター、暴追カレンダー等の作成配布
- 暴排標語表示シートの掲示、バス車内へのステッカーの掲示
- 暴力追放セミナーの開催
- インターネットを活用した広報活動

(2) 調査研究事業

- 民事介入暴力対策委員会の開催
- 暴力団に関する情報の収集・分析
- 暴力監視活動の推進

暴追センターが行う各種支援事業のご案内

センターでは、暴力団排除活動を行う個人、団体組織などに各種支援事業を行っていますので、その内容をご案内します。

無料法律相談

毎月第3水曜日の午後、弁護士による「弁護士相談日」及び年1回県内に出張し「民事介入暴力一日相談所」を開設し、弁護士による無料法律相談を受け付けております。



訴訟費用などの貸付

県内における暴力団事務所の明渡し訴訟や暴力団による不法行為の損害賠償請求等の訴訟費用について無利子で100万円を限度として貸付を行っています。



暴力団事務所使用差止請求

平成26年2月27日、国家公安委員会から「適格都道府県センター」の認定を受け、指定暴力団等の事務所に付近住民の皆さん等から委託を受けて、暴力センターが原告となり組事務所の使用差止訴訟等を提起することができます。

暴力団排除組織の支援

地域・職域の暴力団排除活動組織の結成や活動支援として支援金を交付しています。

被害者見舞金支給

暴力団犯罪により傷害などの被害を受けた方に、被害の程度に応じ3万円から10万円の見舞金を支給しています。



暴力団離脱者への社会復帰支援事業

暴力団離脱者の社会復帰支援として各種団体の協力を得て就労支援や離脱者を雇用した事業所への雇用給付金を交付しています。

暴力団排除推進者等に防犯カメラ等の資材貸出

暴力団事務所明け渡し訴訟などの当事者や暴力団犯罪被害者等に防犯カメラなどの被害防止の資材の貸し出しをしています。

資料の提供や暴排DVDの貸し出しなど

地域や職域で取り組む暴力団排除活動に対し、各種資料や情報の提供、研修などのための暴排DVDを無料で貸し出しています。

貸し出しDVDは、センターホームページをご覧ください。



不当要求防止責任者講習会のご案内

栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団対策法第14条の規定に基づき栃木県公安委員会から業務委託を受け、県下の事業所等において選任された「不当要求防止責任者」に対し、暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為による被害を防止するための講習を行っています。

不当要求防止責任者とは、暴力団対策法に、「当該事業に係わる業務の実施を統括管理する者であって、不当要求による事業者及び使用者等の被害を防止するために必要な業務を行う者」と規定されております。

不当要求防止責任者の業務

会社や事業所等において暴力団等反社会的勢力などからの不当要求行為などに対し、職場を代表して

- ・ 事業所における対応体制の整備
- ・ 従業員に対する指導教養の実施
- ・ 不当要求を受けた時の被害状況等の調査及び警察への連絡
- ・ 暴力団排除組織との連絡
- ・ その他不当要求による被害防止に必要な業務を行います。

選任する事業所の範囲

- ・ 企業、個人事業所、官公庁、協同組合など従業員を雇用する事業所であれば、事業所の大小は問いません。
- ・ 暴力団等から不当要求を受けやすい業種の事業所は、努めて選任してください。
- ・ 事業所、営業所ごとに選任ができます。
- ・ 事業所内で複数名選任することも可能です。

責任者の届出方法

警察署備付けの責任者選任届出書（届出書は、暴追センターホームページからも様式をダウンロードできます。）に必要事項を記載のうえ、公安委員会（事業所所在地を管轄する警察署刑事課組織犯罪対策係）に届ける方法と栃木県警察本部ホームページの「各種申請手続き」を利用しての電子申請する方法の2種類があります。



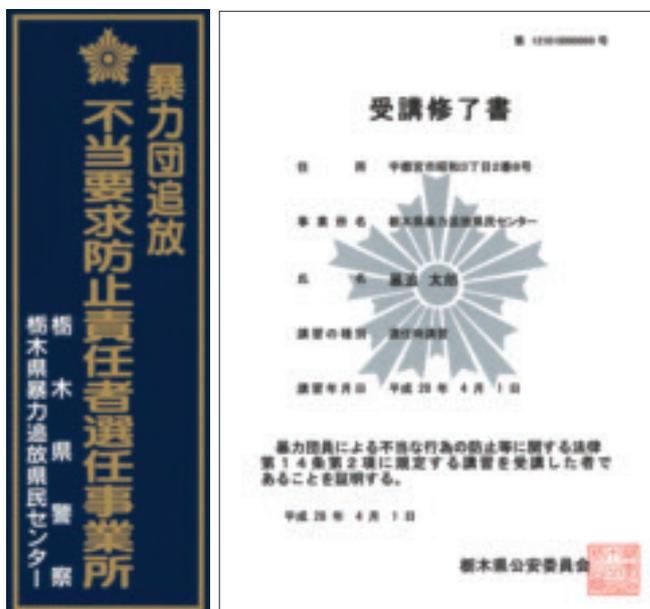
講習会の開催

責任者講習は、定期講習と選任時講習の2種類があり、現在、栃木県公安委員会では定期、選任時を含めて年23回開催しています。

初めて選任された方については、選任から1年以内に講習を受けて頂きます。選任時講習を受けた方は、概ね3年後に定期講習を受けて頂きます。

講習内容

- ・ 暴力団等反社会的勢力の現状について
- ・ 暴力団等反社会的勢力に対する基本的対応要領
- ・ シミュレーションによるロールプレイング
- ・ 暴排ビデオの上映
- ・ 栃木県弁護士会民暴委員会所属弁護士の講話
- ・ 質疑応答・受講修了書交付



悪質なクレーム対策

これまでも何度か悪質なクレーム対策の特集を行ってきましたが、当センターに寄せられる相談の中で、年々クレームに関するものが増加しております。

そこで今回も悪質なクレームに対する対応について特集しました。



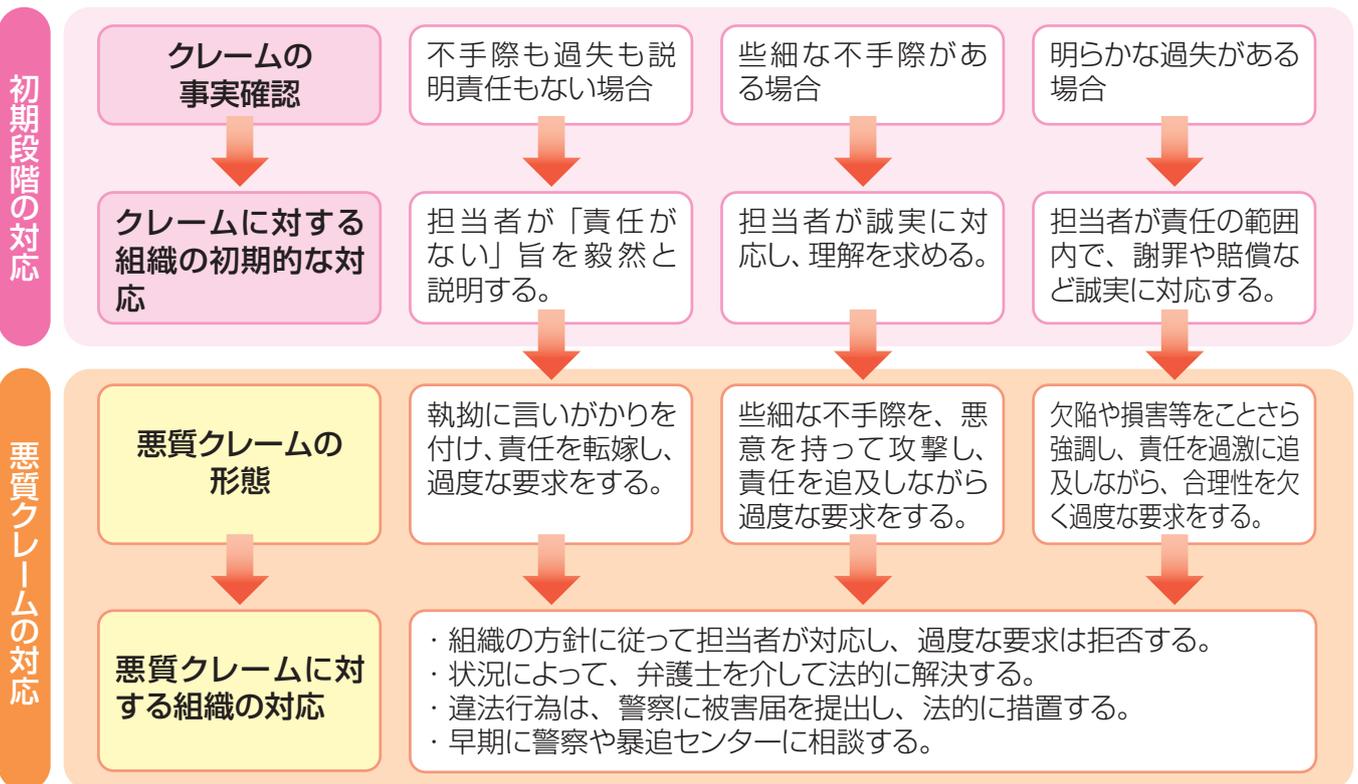
クレーム対応の基本三原則

- まず、クレームの事実を確認する。
- 正当なクレームは誠実に対応する。
- 過度なクレームは拒否し、法的に解決する。

基本的な心構え

悪質クレームは、一般的にクレームを悪質クレームへと変質させていきますので、その過程を検証しながら組織の方針に従って毅然と対応することが必要です。ときには、いきなり不合理なクレームをつけ、社会のルールに反する要求をしてくるクレーム者もいますが、慌てることなく「**クレーム対応の基本三原則**」に当てはめて判断し、まず、初期段階の対応から進めましょう。

対応例



「クレーム（苦情）」と「クレーム者の要求」との区別

「クレーム」は、一般に悪意のない苦情として、企業等で業務改善のヒントにするために積極的に求めているところでもあり、自己に瑕疵やミスなどがあれば真摯に対応することは当然です。

そこで、一般的なクレームとクレームと称される者の要求を何処で区別するかが問題となりますが、その要求等が社会的に相当ないし妥当であるか否かにより対応すべきクレームかの判断になります。

※ 当センターホームページ広報紙「暴追とちぎ第29号」に対応要領の詳細が載っておりますので閲覧してください。

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員

弁護士 伊藤 一 星

栃木県弁護士会の弁護士の伊藤一星（いとういっせい）と申します。私は、弁護士登録当初から当会の民事介入暴力対策委員会に所属しております。

私は、昨年7月に宇都宮駅東口の築瀬町において独立開業いたしましたが、宇都宮駅東口という場所に事務所を設立してみて感じたことは、暴力団等の反社会的勢力というのは、意外にも身近な場所にいるということです（私自身、国選弁護人として関与した暴力団関係者同士の傷害事件の現場が実は事務所近くの店舗だったということがありました。）。

暴力団排除条例が全国各地で施行されたこと等により、近年は暴力団を社会から排除する動きが加速し、暴力団の活動自体が沈静化しているようにも思えます。しかしながら、組織の実態を隠蔽して不透明化しているだけで、実際には暴力団等の反社会的勢力は依然として私達の住む社会の中に根付き、活動を続けているように思います。

栃木県弁護士会の民事介入暴力対策委員会では、暴力団等の反社会的勢力を排除するために、毎月1回の定期的な委員会、栃木県警・栃木県暴力追放県民センターとの意見交換会、他県の弁護士会との合同研修会等を通じて日々研鑽を積んでおります。

私も栃木県弁護士会の民事介入暴力対策委員会の一員として、これからも暴力団排除に向けて努めて参りたいと思いますので、今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

センター事務所移転のお知らせ

当センターは暴追とちぎ第56号でお知らせしたとおり、3月2日、宇都宮市本町の栃木会館から「宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内」に移転しました。

センター代表電話「028-627-2995」暴力相談電話「028-627-2600」は変更ありません。



暴力団による悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除*の対象となります。

*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

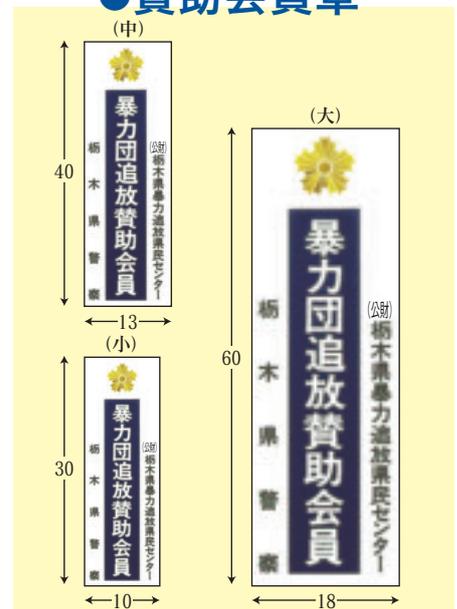
●賛助会費 年額 (口数の制限はありません。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ平成28年5月号(通巻57号)表紙写真



栃木県の北部、矢板市北部から那須塩原市南部に八方ヶ原高原が広がり、5月から6月頃には、群生するレンゲツツジ20万株が満開となる観光のスポットです。高原は階段状の台地で、下から学校平、小間々、大間々と名付けられ、写真は「小間々の女王」と呼ばれている樹高4メートル、枝張り7メートルのトウゴクミツバツツジで、一際ハイカーの目を引きま。

撮影者 行政書士 大鹿幸雄氏